

# 令和8年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立光南高等学校 前期選抜募集要項

福島県立光南高等学校

〒969-0227 福島県西白河郡矢吹町田町 532 番地

電話 (0248) 42-2205

## 1 アドミッション・ポリシー

単位制総合学科である光南高校に学ぶ意義を十分に理解し、常に理想を追求し日々自らを高め、自立性のある自己の確立に努めるとともに、「他」との深い関わりあいの中での自己の存在を認識し、自らの信念のもと主体的に学び生きる「個」の完成を目指す生徒を求めています。

## 2 実施学科

全日制の課程 総合学科

## 3 募集定員

- (1) 特色選抜 募集定員（200 名）の 50%程度
- (2) 一般選抜 募集定員（200 名）から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

## 4 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、県下一円とする。

## 5 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

### (1) 次の各号のいずれかに該当する者

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

### (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

## 6 志願してほしい生徒像

本校では、個性を生かして社会に貢献する人材の育成を目指し、地域と連携した多様で個に応じた教育を行っており、次のような生徒を求めている。

### 学 業 型

中学校における学業全般の成績または特定の教科（国語、数学、英語、理科、社会）の成績が特に優れており、入学後に文理探究系列を選択する意思があり、大学、短大、看護学校等への進学を希望する者。

### 特 技 型

継続して取り組んできた活動（スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、資格、特技等）においてアピールできるものがあり、入学後もその成果や経験を発展させ、学習や特別活動等に取り組むことができる者。

### 指定部活動型

本校の指定する部活動において優れた資質を有し、入学後も当該部活動を3か年継続する意思があり、学業と部活動を両立できる者。

※ 本校の指定する部活動：陸上競技、野球（男子のみ）、バレーボール、  
ハンドボール（女子のみ）、バスケットボール（女子のみ）

## 7 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と本校の一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

## 8 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学志願者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

県外から志願する者及び中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「16 出願資格申請」（4ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

## 9 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）  
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。
- ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ③ パーソナルプレゼンテーション申告用紙（本校所定の様式）  
ただし、特色選抜A型（学業型）に出願する志願者、C型（指定部活動型）に出願する志願者及び一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

### (2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）
- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）  
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。  
なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

## 10 出 願 手 続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱」に定めるところによる。

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。  
なお、納付した入学検定料は返還しない。

#### 【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがなく、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

#### 【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式 5 号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「12 調査書提出」（3 ページ）に定めるところにより提出する。

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

- (3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

- ① 志願情報に虚偽があるとき
- ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立光南高等学校長

住所 〒969-0227

福島県西白河郡矢吹町田町 532 番地

11 出 願 先 変 更

出願先変更手続きについては、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和 8 年 2 月 9 日(月)午前 9 時から令和 8 年 2 月 13 日(金)正午まで

12 調 査 書 提 出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式 5 号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和 8 年 2 月 16 日(月)午前 9 時から令和 8 年 2 月 17 日(火)午後 4 時まで

13 受 験 票 の 印 刷

志願者又は中学校は、令和 8 年 2 月 18 日(水)午前 9 時以降に、WEB 出願システムから受験票を印刷する。

14 出 願 取 消

出願取消については「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和 8 年 2 月 9 日(月)午前 9 時から令和 8 年 3 月 13 日(金)午前 9 時まで

15 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書（様式 7 号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。  
ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、460 円分の切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和 8 年 2 月 16 日(月)午前 9 時から令和 8 年 2 月 18 日(水)午後 4 時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式 8 号）を交付する。

## 16 出願資格申請

県外からの志願者、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

【申請期間】

令和 7 年 11 月 17 日(月)午前 9 時から令和 7 年 12 月 26 日(金)午後 4 時まで

及び令和 8 年 1 月 5 日(月)午前 9 時から令和 8 年 1 月 30 日(金)午後 4 時まで

## 17 入学者選抜

特色選抜のみの志願者、特色選抜と一般選抜の併願の志願者は＜特色選抜＞（4～6 ページ）の内容を、一般選抜のみの志願者は＜一般選抜＞（6 ページ）の内容を参照すること。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

### ＜特色選抜＞

特色選抜志願理由書、調査書、学力検査、特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）、本校の特色に応じた選抜方法（以下「特色検査」という。）を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

ただし、特色面接は特色選抜を受験する者全員に対し実施するが、特色検査は B 型（特技型）及び C 型（指定部活動型）のみで実施し、A 型（学業型）では実施しない。

また、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

### 特色選抜の満点

| 志願の区分       | 学力検査  | 調査書   | 特色面接<br>(個人面接) | 特色検査<br>(PP・PS) | 合 計    |
|-------------|-------|-------|----------------|-----------------|--------|
| A 型（学業型）    | 250 点 | 250 点 | 150 点          | －               | 650 点  |
| B 型（特技型）    | 250 点 | 250 点 | 150 点          | 200 点           | 850 点  |
| C 型（指定部活動型） | 250 点 | 250 点 | 150 点          | 350 点           | 1000 点 |

※ 表中の「PP」は「パーソナルプレゼンテーション」を、「PS」は「プラクティカルスキルテスト」を示す。

### 学 力 検 査

5 教科の学力検査を実施し、各教科の満点を 50 点、学力検査全体の満点を 250 点とする。

- (1) 日 時      **令和 8 年 3 月 4 日(水) 午前 9 時～午後 3 時 10 分**  
                  <受付>    午前 7 時 50 分～8 時 15 分  
                  <点呼>    午前 8 時 20 分より（各検査場兼控室）

(2) 日 程

|      |      |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7:50 | 8:15 | 8:20 | 8:30 | 9:00  | 9:50  | 10:10 | 11:00 | 11:20 | 12:10 | 13:10 | 14:00 | 14:20 | 15:10 |
| 受    |      | 点    | 諸    | 国 語   | 休     | 数 学   | 休     | 外国語   | 昼食    | 理 科   | 休     | 社 会   |       |
| 付    |      | 呼    | 連 絡  | (50分) |       | (50分) |       | (英語)  |       | (50分) |       | (50分) |       |
|      | (5分) |      |      |       | (20分) |       | (20分) |       | (60分) |       | (20分) |       |       |

(3) 会 場 **本校教室等**

(4) 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

**特色選抜志願理由書**

志願者についての理解を深めるために活用する。志願の動機・理由、志願の区分等については以下のことに注意して、本人が具体的に記入すること。

- (1) 「**A型（学業型）**」の志願者で特定の教科の成績が特に優れている場合は、「特色選抜志願理由書」の「志願の区分」の括弧内に該当の教科名（国語、数学、英語、理科、社会）を記入する。
- (2) 「**B型（特技型）**」の志願者は、「特色選抜志願理由書」の「志願の区分」の括弧内に「パーソナルプレゼンテーション申告用紙」に記載した「内容」を記入するとともに、「アピールできるもの」の欄に文章で具体的に記入する。
- (3) 「**C型（指定部活動型）**」の志願者は、「特色選抜志願理由書」の「志願の区分」の括弧内に競技名（本校の指定する部活動の名称）を記入するとともに、「アピールできるもの」の欄に文章で具体的に記入し、「備考」の欄に入学後もその競技の部活動を3年間継続する意志を確認するための署名をする。

※ C型（指定部活動型）の特色選抜で入学した場合、1年次で当該競技についての科目を履修することを原則とする。

**調 査 書**

志願者についての客観的かつ公正な資料とする。

- (1) 「各教科の学習の記録」は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第1学年から第3学年の評定の合計に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍にしたものを加えて、195点満点とする。
- (2) 「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は点数化し、55点満点とする。
- (3) 調査書は、上記(1)、(2)の合計の250点満点とする。

**特 色 面 接**

志願者のよさを適切に評価する観点から、特色面接（個人面接）を実施する。

特色面接は点数化し、150点満点とする。

なお、特色面接の日時については、令和8年2月24日（火）に本校ホームページで発表する。

- (1) 日 時 **令和8年3月5日（木）又は6日（金）のいずれかの午前又は午後実施する。**

- (2) 日 程

| 午前の部      | 日 程   | 午後の部        |
|-----------|-------|-------------|
| 7:50～8:20 | 受 付   | 11:50～12:20 |
| 8:20～8:30 | 点 呼   | 12:20～12:30 |
| 8:30～8:50 | 諸 連 絡 | 12:30～12:50 |
| 8:50～9:00 | 休 憩   | 12:50～13:00 |
| 9:00～     | 特色面接  | 13:00～      |

(3) 会 場 **本校教室等**

(4) 持参するもの 受験票、筆記用具、上ばき、自習教材（または本）

※ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

### 特 色 検 査

志願者のよさを多面的に評価する観点から、**B 型（特技型）**については自己の個性やよさをアピールするパーソナルプレゼンテーション（P P）を、**C 型（指定部活動型）**については各種目の実践的な能力の高さをアピールするプラクティカルスキルテスト（P S）を実施する。

特色検査は、B 型は 200 点満点、C 型は 350 点満点とする。

B 型のパーソナルプレゼンテーションにおいて着替えが必要な場合は、「パーソナルプレゼンテーション申告用紙」の「更衣室」欄の「必要である」に○を付け、パーソナルプレゼンテーションの前に所定の場所で行う。

なお、特色検査の日時については、令和 8 年 2 月 24 日（火）に本校ホームページで発表する。

(1) 日 時 **令和 8 年 3 月 5 日（木）又は 6 日（金）のいずれかの午前又は午後**に実施する。

(2) 日 程 B 型は、パーソナルプレゼンテーション、特色面接の順に行う。（ただし、食品の調理を行う場合は特色面接を先に行う。）

C 型は、特色面接、プラクティカルスキルテストの順に行う。

(3) 会 場 **本校教室、体育館、グラウンド等**

(4) 時 間

パーソナルプレゼンテーションについては、準備、パーソナルプレゼンテーション、後片付け、パーソナルプレゼンテーションに関する質疑を含め、全体で 10 分以内とする（準備、パーソナルプレゼンテーション、後片付けを含めて 7 分以内とする。）。

ただし、食品の調理を行う場合は、安全確保の観点から、必要に応じて一斉に調理時間（20 分以内）を設けてからパーソナルプレゼンテーションを行う。なお、調理時間も評価の対象とする。

プラクティカルスキルテストについては、全種目 1 時間程度で実施する。

(5) 持参するもの

パーソナルプレゼンテーション及びプラクティカルスキルテストで必要なものを持参する。

### <一般選抜>

調査書、学力検査を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

学 力 検 査 **<特色選抜>**の **学力検査**（4～5 ページ）と同じとする。

調 査 書 **<特色選抜>**の **調査書**（5 ページ）と同じとする。

### 18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

### 【追検査等の日時、日程及び会場】

#### 学 力 検 査

(1) 日 時 **令和 8 年 3 月 10 日（火）午前 9 時～午後 2 時 45 分**

＜点呼＞ 午前 8 時 20 分より（各検査場兼控室）

|        |      |        |             |                 |       |                 |       |                      |       |                 |       |                 |       |
|--------|------|--------|-------------|-----------------|-------|-----------------|-------|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 7:50   | 8:15 | 8:20   | 8:30        | 9:00            | 9:50  | 10:05           | 10:55 | 11:10                | 12:00 | 12:50           | 13:40 | 13:55           | 14:45 |
| 受<br>付 |      | 点<br>呼 | 諸<br>連<br>絡 | 国<br>語<br>(50分) | 休     | 数<br>学<br>(50分) | 休     | 外国語<br>(英語)<br>(50分) | 昼食    | 理<br>科<br>(50分) | 休     | 社<br>会<br>(50分) |       |
| (5分)   |      |        |             |                 | (15分) |                 | (15分) |                      | (50分) |                 | (15分) |                 |       |

持参物については、＜特色選抜＞の **学力検査** (4)持参するもの (5 ページ) と同じとする。

| 時 間          | 日 程       |
|--------------|-----------|
| 15:00～ 15:10 | 諸 連 絡     |
| 15:10～       | 特色面接・特色検査 |

上記(1)～(3)以外については、**＜特色選抜＞**（4～6ページ）と同じとする。

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式 14 号）を令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 4 時まで本校校長へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式 16 号）を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式 17 号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式 18 号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、本校に問い合わせること。

(5) 本要項に記載されていないことについては、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。